

第3回多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会 要点録

1 開催日時

平成29年8月22日（火） 午後6時～午後8時20分

2 開催場所

多摩市役所 301・302会議室

3 出席者

[委員]

矢島卓郎 委員（委員長）／北山文子 委員（副委員長）

藤吉さおり 委員（副委員長）

市川香織 委員／井上英子 委員／岩橋誠治 委員

植草久子 委員／岡崎和子 委員／折笠富子 委員

金井誠 委員／木村英子 委員／瀬尾敏也 委員

田川越士 委員／堀江太郎 委員／松岡都 委員

山崎誠 委員

※勝手春幸 委員、清水美代 委員、森田淳嗣 委員は欠席

4 次第

(1) 開会

(2) 多摩市障がい者基本計画素案（案）について

(3) その他

(4) 閉会

議題（要旨）

・多摩市障がい者基本計画素案（案）について・・・資料1（基本理念・基本方針）

（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】何か意見はあるか。

【委員】 基本理念の説明文に、「障害は障がい者ではなく社会が作り出しているという「社会モデル」の考え方に立ち」という文があるが、「障害は障がい者個人の責任ではなく」としたほうがよいのではないか。

【委員】 基本方針1の「障害の有無に関わらず人権が尊重され」は「障害があっても人権が尊重され」としたほうがいいのではないか。また、ライフステージという言葉ではわかりにくいので説明文を追加してほしい。虐待の防止も具体的にどのようなことが虐待なのかを記載してほしい。

【事務局】 言葉をわかりやすくということに関しては検討したい。虐待については例えばどのような表現を入れてほしいといった意見があれば聞かせてほしい。

【委員】 暴力をうけたり、いじめられて傷つけられたり、お金を取られて苦しめられないよう、といった表現が望ましいと思う。

【事務局】 今回の基本方針では共生社会をすすめるという観点から「障がい者」という文言を強く打ち出しすぎないほうがよいのではないかと考え、「障害の有無に関わらず」といった表現としたところである。基本方針2も「障がい者がいきいきと暮らす」ではなく、誰もがいきいきと暮らせるようにと

いう観点からあえて障がい者に限定はしないものとしてみた。しかし障害福祉を進めるという点から見ると方針として少し弱いという意見もあると思う。この点について委員会の意見を伺いたい。

【委員】 共生というのはずっと前から使われている言葉であるが、共生社会が実現できていないのが現状である。そのような状況であるから差別解消法ができたので、まずしっかり差別をなくしていく取り組みをしない限りは共生につながっていかない。障害の計画であるからしっかりと障害という言葉は入れるべきである。

【委員】 共生という言葉は曖昧であるというのは感じる。基本方針では、社会から一方的に不利益を被っている人を障がい者としていると思うが、不利益を解消していかなければその先の共生という部分までたどり着かないと考える。問題が曖昧なまま共生という言葉が使われてきたので共生社会が実現していないのではないか。「人権が尊重され」という文言を「人権を脅かされず」のようにしたほうがより問題がはっきりするのではないか。

【委員】 障害者基本法の改正で個人モデル、社会モデルといった考え方が明記されたが、共生という言葉を使うのではなく、個人モデルから社会モデルへ変わってきているというような表現ができないだろうか。また、心のバリアフリーということで、人を指す場合に障害者の害という字をひらがなで表記するというのを多摩市では行っているが、今回、計画を見直す中ではひらがなで統一するのか、社会モデルの観点から漢字に戻すのかという点も、みなさんに意見を伺いた

い。

【委員】 障がい者には外から見える障害もあれば見えないものもある。そういったことも含めて考えてほしい。

【委員長】 特に共生ということ踏まえて基本方針の文言について意見はあるか。

【委員】 難しい問題であると思う。ノーマライゼーション、インクルージョン、障害は個性であるとか、そのような言葉が聞かれるようになって、障がい者にとっての壁はなくなりつつあるかと考えていたが、このような場で意見を聞くと、まだそこまでには至っていないのだと感じる。すぐに適切な文言が浮かんでこない。

【委員長】 基本理念はこの場で確定するということではなく、これから議論を進めていき、その中で整合性を図っていきたいと考えている。

【委員】 基本理念と基本方針に、「障害により分け隔てられる」「障害の有無に関わらず」「障がいのある人もない人も」という障がい者に対する3つの表現がでてくるが、何か意図があるのか。

【事務局】 特に意図があるわけではないが、同じ表現を使わないようにしている。

【委員】 この表現を統一するということも考えてよいのではないか。

【事務局】 障害者基本法などの表記を参考に、文脈に合うように使用しているが、貴重な意見として参考にしたい。

【委員】 共生社会を意識した文言とのことだが、やはりそのように訴えていても問題は山積みである。基本方針1で問題にクローズアップする意味を込めて、あえて障害という単語

を入れ、基本方針3で共に生きる社会をつくとあるように、流れとして共生社会に触れるということでもいいように思う。

【委員長】 私はこの基本理念、基本方針を読む中で、人間の尊厳という言葉が抜けているのではないかと感じた。今ここで出た意見を踏まえて、事務局には検討してもらいたいと思う。

【委員】 基本理念、基本方針はここで確定ではなく、またこの先の議論を踏まえて戻って考えるとのことだが、この先、福祉計画まで議論が進めば、またかなり考え方が変わってくるということを前提として進めてもらいたい。

【委員】 基本方針3の説明文に「市民や企業等が障害や障がい者・児に対する理解を深める取り組みを行い」とあるが、市の責任はどこにあるのか。市は権利条約や差別解消法を順守する立場でもあるので、市民や企業の前に市も入れてほしい。このままではますます民間に任されていき、事業所等で様々な問題も起こり、受けたいサービスを受けることができないなどの弊害が生じてくる。

【委員】 基本方針2の、「地域でいきいきと暮らすこと」を、「地域の中で自立して誰もがいきいきと暮らすこと」としてほしい。

【委員長】 それでは次に進みたいと思う。

・多摩市障がい者基本計画素案（案）について・資料1（計画の体系図、施策の方向性）

(事務局より資料に基づき説明が行われた)

【委員長】 何か意見はあるか。

【委員】 第4節の表題は、以前は重点目標となっていたが、今回は施策の方向性となっているのはなぜなのか。

【事務局】 重点目標と記載していたが、内容的には施策の方向性と記載したほうがより適切と判断したため、変更した。

【委員】 住宅について、事務局の説明の中で多摩市は6割がニュータウンであるので、土地の確保が難しいといった話があった。グループホームも必要ではあるが、そういう状況であれば、現在ある公共住宅にどれだけ優先して障がい者が入居できるかを考えなければならないのではないか。

【事務局】 多摩市では、市内にお住まいで様々な事情により住まい探しでお困りの方を対象に住みかえ相談会を実施している。実態調査でも様々なニーズがあることがわかり、障がい者の方が住みやすい住宅を選んでもらえるように情報提供という形では明記している。また、多摩市の住宅マスタープランで設立するとしていた住替え居住支援協議会も開催されており、これからも力を入れていきたいと考えている。

【委員】 住宅に関する支援の項目に、「障がいのある人が暮らしやすい住まいの確保が必要である、市による一般住宅の借り上げや、市から不動産屋や大家への障害理解のための語りかけを積極的に行う」という文言を入れてほしい。

【委員】 相談窓口の充実という項目について、相談窓口の場所を知らせる方法についてもっと工夫したほうがいいのではないか。病院、市役所の受付へ案内についての張り出しなどの

さらなる配慮がほしい。

【事務局】 表現についてはさらに工夫していきたいと思う。

【委員】 社会の変化にあった障害支援の実施の項目に、「福祉のしおりを毎年更新し配布します」とあるが、差別解消法が始まったので、権利擁護専門部会で作成した「心つなぐ・はんどぶっく」を配布すると記載してほしい。

【事務局】 社会の変化にあった障害支援の実施の項目はサービスについての項目であったので「心つなぐ・はんどぶっく」の記載はないが、次ページの差別解消及び障害理解、啓発の取り組みの推進の項目に記載している。

【委員】 共生社会に向けたまちづくりの項目で、「ハート（こころ）のバリアの解消に取り組みます」とあるがわかりづらいと感じる。こころのバリアで良いのではないか。また、「合理的配慮の提供」という記載もわかりにくいので、合理的配慮を行い、としてほしい。「意識を醸成」という表記も簡単な言葉にしてほしい。

【委員】 わかりやすい情報の提供の推進の項目に、様々な手段がでてくるが、わかりにくいので絵や図を入れてわかりやすくしてほしい。

【事務局】 どれだけ入れることができるかはわからないが、わかりやすくなるようにしていきたい。

【委員】 障がい者雇用の促進、工賃向上に向けた取り組みの項目に障害者優先調達法を明記して、障がい者にもっと仕事が回ってくるようにしてほしい。

【事務局】 障害者優先調達法についてはもっとアピールできるようにしていきたいと考えており、計画への記載についても検討

したい。

【委員】 高齢化、親亡き後の生活について、一番大切な自立支援について書かれていない。特に介護保障というのは障がい者の方が地域での自立と社会参加を行っていくには不可欠のものなので明記してほしい。

【委員】 5点ほど意見がある。

1、相談支援事業所について、相談支援については記載があるが、多摩市ではセルフプランの人も多い。市に相談に来た人にセルフプランを提示してほしい。

2、保健・医療機関等との連携強化の項目に、市は誰でも地域の中で医療を受けられるように病院などに協力を求めるという文言を入れてほしい。

3、65歳を過ぎると障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行するとあるが、個別の状況に応じて障害福祉サービスを継続することもできるので、そのことも明記してほしい。

4、多様な活動の場の確保の項目で、差別解消法に伴い、地域の中のあらゆる場面において合理的配慮の周知を図り、多様な活動の場を広げる。一人一人にあわせた働く場や活動の場をあっせんして増やす。市は障害の理解を広げ、障がいのある人の通勤支援や職場での合理的配慮について企業などに協力を求めている。

5、わかりやすい情報提供の推進の項目について、情報のバリアフリーを目指して市役所や病院、銀行などでのコミュニケーションの手段を増やす。行政の情報、災害情報などがわかりやすく配信されるようにすること。

地域のお店などにもわかりやすい情報提供をするように求めていく、と明記してほしい。

【事務局】 施策の方向性ということで、内容について細かく具体的なことは全て書くことが難しいということをご理解いただきたい。セルフプランについては国ではゆくゆく無くしていくようにということで、認められてはいるが極力計画相談を入れていこうという方針なので、記載するのは難しい。65歳を過ぎてからの障害福祉サービスの継続については、必ずしも希望があれば継続できるというものではないので、明記するのは難しいところである。合理的配慮について、市役所ではないところ、民間に直接語り掛けるというのは難しい部分がある。合理的配慮については、啓発活動によって訴えかけていきたいと考えている。わかりやすい情報の提供推進にある「障害特性に応じた情報提供に努め」というところで対応していきたい。

【委員】 事務局からセルフプランを無くしていこうとしているという発言があったが、私たち障がい者の団体と厚労省との話し合いの中でも、セルフプランを無くすというような話は一切出てきていない。むしろ重度障がい者や地域で生活する障がい者にとっては唯一自分を表現することができる手段であると思う。それとも多摩市の障害福祉課がそのような方針であるということなのか。

【事務局】 極力計画相談をいれて支援を充実させていこうというような通知を見た記憶していたのでそのように言ってしまったが、表現が不適切であった。

【委員】 計画相談は自分でコーディネートするのではなく、他の人に

やってもらいたい人が受けるもので、セルフプランは自分で自分の生活を組み立てるものであり、住み分けがされている。無くなるなどと表現されるととても恐ろしい。認識を変えていただきたい。

【事務局】 発言を訂正させていただきたい。

【委員長】 具体的なお意見を頂いているが、方向性の中で入れ込めるところは入れ込むとする。他にご意見を願います。

【委員】 特別支援教育・学校との連携の強化の項目で、多摩市で暮らしているすべての子ども、障がいのある子もそうでない子もわが町の子として、自分の子どものように支援を組み立てていくという理念が見えるような表現であればと思う。

【委員】 防災対策の推進の項目で、市の担当課として福祉医療対策部、避難所施設対策部というものが出てくるが、これは災害対策本部の中のものだと思うので、注意書きなどがあってもよいのではないか。

【委員】 防災対策の推進の項目に、障がい者が困らないような合理的配慮の整った避難所という文言が必要。また、車いすトイレ、医療機器を使う場合、停電への対応、災害弱者である障がい者に対する配慮を積極的に行う、といった内容も記載してほしい。また、医療的ケア児に対する支援体制の構築に、次の2点を追加してほしい。①障がい児が健常児とともに育つインクルーシブ教育のための環境整備。障がいをもつ子供も健常児も幼いころから分け隔てられることなくともに育ち、学び、教育を受けられるための教育整備を行う必要がある。また、誰もが同じく学校に通えるように通学ボランティアや通学のための移動支援などを創設する。

②研修事業の充実。保育士、幼稚園や学校の教諭、学童の職員向けに障害理解や合理的配慮についての研修などを行う。以上の文言を入れてほしい。

【事務局】 具体的な内容についてどこまで記載できるのかについて検討していきたい。

【委員】 医療機関で働くものとして、同じ医療機関同士でも専門が違くと会話が難しいくらい今般医療は細分化しており、障がいを持った方が、緊急時にどこの医療機関でも受け入れてもらえるというのは難しい現状があると感じている。課題として医療機関同士の連携強化が必要である。また、多摩市版地域包括ケアシステムについて、共生社会に向けたまちづくりという見出しの中に入っているが、これは住宅、医療など様々なことに関わっているのでこの項目だけに記載があるのは唐突な印象がある。またこの多摩市版地域包括ケアシステムという言葉についても説明があってもいいのではないか。

【委員】 地域包括ケアシステムについては、介護保険サービスを障がい者へも広げていこうという動きを感じさせる。

そうなった場合、これまで受けていた障害福祉サービスが限られたり、自分の生活を自分で決められなくなるのではないかという懸念がある。インフォーマル活動、ボランティアや公的支援に頼らず、足りないものを民間に助けてもらおうという考え方は、結局障がい者の方が受けるサービスが縮小していくことにつながるので載せるべきではないと感じる。

【事務局】 地域包括ケアシステムは、障がい者の方が住み慣れた地域で自立した生活を続けるための体制を作るものであり、

24時間体制などの医療サービスも含めたサービス事業所等の連携を目指すもので、市としてサービス量を減らそうというような意図で記載しているということはない。

【委員】 そうした意味では、相談支援のみではなくセルフプランも明記していく必要がある。そうでないと人権というものが保てない。

【事務局】 検討していきたい。

【委員】 呼吸器など、特別な対応が必要な方が利用できる二次避難所の整備は急務であると思う。

【委員】 総合的に見て、ライフステージに沿ってとあるが障がい者の早期発見、障がい児の教育、障がい者の就労と障がい者ばかりで、共生社会と言いつつも、障がい者だけでくくっているような気がする。そして最終的には親亡き後となってしまう。前回触れた学童クラブについても希望者によっては入れますというのではなく、まず希望があれば学童クラブ、そして、そこではハンディなどにより難しいなどの個別の事情があれば放課後デイでカバーするというように、順番が逆なのではないか。また、親亡き後の手前で子供が自立していくことについてはどうなのか、特別支援学校についても触れてはいるが都立学校や私立学校の受入や支援の問題もある。どちらがスタンダードなのかという視点をもう一度考えてほしい。これまでの重点課題という表記より施策の方向性といった書き方は大変良いと思うが、その方向性が障がい者としてのライフステージに即して述べられているという気がする。共生社会としてはインフォーマルと心のバリアフリーのみで、実際には特別支援学級やグループホームなども含め障が

い者サービスの中から選ばざるをえない環境となっている状況をどのように考えていくのかということが必要ではないか。

【事務局】 前回学童クラブについての質問があり、その回答を参考資料に記載した。前回も申し上げた通り、学童クラブ自体の定員はあるが、障がい児の人数制限は設けていないし、また、まず放課後デイに行ってくださいというような案内はしておらず、どちらがスタンダードということについては市では考えていない。あくまで本人、保護者の意向にお任せしている。

【委員長】 前回委員からあった質問に対する回答ということだが、委員の中から行政に対する不安・不信という形の意見も出ているかと思う。そういったことを払しょくした、良い基本計画を皆さんと一緒に作成していきたいと考えておりご協力をお願いします。

【委員】 適切な障がい児支援体制の確立とあるが、何を指して適切なのか。また、医療的ケア児についての項目も、障がい児を分けていくような文言に感じる。医療的ケア児という用語の扱いについてももっと考えてほしい。

【事務局】 わかりやすい表現となるように検討していきたいと思う。医療的ケア児については、国の指針にあるので記載しているものではあるが、考えていきたい。

【委員】 保健・医療機関との連携強化の項目は精神保健のことに限定した記述なのか、障がいのある人全般に向けたものなのか。

【事務局】 障がいのある人全般に向けたものだが、限定されているととらえられないように表現を考えたいと思う。

【委員】 今回の計画から障がい児福祉計画が加わったが、障がい児については1項目しか書かれていないので、もう少し書いてあっても良いと思う。特に障がい児には保護者がおり、その保護者の責任や負担のサポートについての書き込みが不可欠である。また、障がい児支援では、保育園、幼稚園での受け入れ態勢も重要であり記述すべきではないか。計画の説明文に「未就学児の発達障がい児が増加傾向にあり」と書いてあるが、今まで見逃されていた障害や病名について明らかになってきたということがあると思うので、未就学ということに特化して書かなくても良いのではないか。

【事務局】 障がい児に関連して、今日欠席の委員から意見をいただいているので紹介する。

施策の方向性の中で、子ども分野も含まれた表記になっていない。ほぼ全ページで障がい児と併記した表現とすべきである。児童虐待防止法についての記述も加えてほしい。以上の意見についても修正等を加えていきたいと考えている。

【委員長】 それでは、本日の議題の検討についてはここまでとする。

・その他

次回日程 9月19日（火）

【事務局】 次回委員会での議題は障害福祉計画の内容を中心にしたいと考えている。

・閉会

以上